

経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

今回のテーマ： 従業員持株会

従業員持株会は、企業にとって安定株主対策、福利厚生制度の充実、従業員の経営参画意識を向上させるなどのメリットがあり、上場会社のみならず非上場会社においても普及しています。

### 非上場会社と上場会社の従業員持株会

	非上場会社	上場会社
株式の購入	株式の供給が行われた都度 (例：第三者割当増資、他の株主からの譲渡により取得)	株式市場で毎月定期的（持株会規約で予め定めた買付日）に、ドルコスト平均法にて買付
購入した株式の配分方法	各会員のそれまでの拠出金（繰越残金）の割合に応じて配分	各会員の毎月の拠出金に応じて配分
持株会退会時の精算方法	取引市場がないため、規約に基づいた価額で、従業員持株会が買い取りし、繰越残金とあわせて返金 ※ 買い取りした退会者の持分株式は、各現会員の繰越残金に応じて配分	<p>&lt;売買単位相当の持分&gt; 退会者の証券口座へ振替</p> <p>&lt;売買単位未満の持分&gt; 時価で売却、又は売買単位相当に達する金額の臨時拠出により売買単位相当の持分とした上で証券口座へ振替</p>
議決権の行使 その他株主の権利	<ul style="list-style-type: none"> <li>持株会理事長が一括して議決権行使。ただし、各会員は議決権の行使について理事長に個別の指示をすることが可能</li> <li>株主としての権利は従業員持株会を通じて持株会理事長が行使（名義上：持株会理事長、実質上：各会員）</li> </ul>	
	持株会が受領した配当金は、権利確定日における各会員の持ち分に応じて現金で分配（証券会社に運営委託する場合は配当金の再投資が必要）	持株会が受領した配当金は、権利確定日における各会員の持ち分に応じて配分し、再投資
設立の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>持株会役員（理事長、理事、監事）及び事務局（実務担当者）の選任</li> <li>発足準備（加入資格、拠出金上限額及び奨励金の検討、規約案の作成等）</li> <li>設立手続（設立発起人会・設立総会の開催、発行会社取締役会の承認、持株会理事会の開催、持株会銀行口座開設などの事務手続等）</li> <li>証券会社との事務委託契約、持株会証券口座開設等（上場会社に限る。）</li> <li>会員募集（入会申込書作成、加入資格のある従業員への持株会説明会開催等）、入会手続（入会申込書受入、拠出金の給与天引処理等）</li> </ol>	

### お見逃しなく！

非上場の場合、株式の分散防止の観点から、多くの持株会は、会員が持株会を退会する際は強制的に持分を買い取り、また安定的に資金を確保するため、買取価額を取得価額に固定することを規約に定めています。そのため、持株会を退会する際は、会員は譲渡益を見込むことはできず、持株会も現会員から臨時拠出を募るなど、退会者の持分の買取代金を調達する必要があるため注意が必要です。